



3年連続で後援してきたのに

「戦争法案」の国民的議論のさなか

# 福岡市が「平和のための戦争展」の後援を拒否

## 安倍政権にこびへつらい、市民の平和運動を妨害する高島市長

毎年夏に開催されている「平和のための戦争展」に対して、福岡市が名義後援を拒否したことが問題になっています。

「平和のための戦争展ふくおか」を成功させる会は今年2月に、福岡市に名義後援を申請しましたが、市は「不承諾」と回答。昨年まで3年連続で名義後援してきたのに、今回拒否した対応に批判と不安の声があがっています。

この背景に「戦争法案」問題があるのは明らか。高島市長は自民党・安倍政権にべつたりで、戦争法案についても事実上容認する態度です。

### 「原発」「消費税」反対が問題？

市総務企画局総務課は拒否した理由について、「戦争展」に展示される漫画の表現や、講演会講師の主張、企画団体の主張をホームページなどで調べ、原発再稼働や消費税増税に反対していることを問題視した」と説明しました。

市民団体が企画を通じて訴える内容を「検閲」することは、憲法が保障する表現の自由を踏みにじるもので、絶対に許されません。福岡市が安倍政権の政策に反対するものは認めないという政治的立場に立



写真は昨年戦争展の様子(戦争展2015チラシより)

### 「平和のための戦争展」

主催は「平和のための戦争展ふくおか」を成功させる会(石村善治運営委員長)。福岡市原水協、反核医師の会、日中友好協会、非核の政府を求める福岡県の会、新婦人県本部などが運営団体。今年で21回め。

今年は8月18日(火)～23日(日)、アクロス福岡にて開催。入場無料。戦後・被爆70年の今年は「語り継ごう戦争と平和、そして憲法」をテーマに、戦前戦後の各種資料の展示、西山進さんの漫画展、反核医師の会とのジョイント企画で吉岡齊・九大大学院教授の講演会などが予定されています。



つことは、行政の公平性に著しく反するものです。

### 憲法を踏みにじる「検閲」

「戦争展」は、加害と被害の実態を示す資料を展示し、戦争と平和を考える企画。毎年、小中学生が夏休みの平和学習の参考に訪れるなど、市民権を得ています。「戦争体験を正しく伝えることや平和に関する知識の周知に努める」とした市の平和行政推進の立場から見ても積極的に応援すべきもので、後援するのは当然です。

後援を得られなければ公民館などにチラシを置くことが難しくなり、広く市民に知らせることができなくなります。市民団体の平和運動を妨害し、市民が戦争と平和について考える貴重な機会を奪おうとする福岡市の態度はあまりにも異常です。

### 党市議団が抗議、申し入れ

日本共産党市議団は、8月4日、後援拒否に抗議し、ただちに「不承諾」決定を取り消して、名義後援を行うとともに、主催団体に謝罪するよう申し入れました。

# 9月1日から

2015年



## 高齢者乗車券

# タクシー助成券も 選べるようになりました



今年度から福岡市の高齢者乗車券にタクシーの助成券が選択肢に加わりました。9月1日から各区役所で受け付けます。

## 日本共産党と 市民の運動が実る

住民団体（西区社会保障をよく

する会）が高齢者乗車券をタクシーにも広げるよう求める請願署名1265人分を提出し、市議会で採択されて今回実現することになりました。日本共産党も署名運動の先頭に立ってきました。

請願審査（昨年8月）では、

自民党が採択しない扱いにしようとしたところ、共産党が「待つた」をかけ、再検討するよう厳しく求めました。その結果、自民党は再度協議し、全会一致での採択になりました。

**日本共産党**  
福岡市議団

### 対象は？

福岡市に住民登録をしている満70歳以上の方のうち、2015年度介護保険料所得段階区分が1～7の人。1～5の人は年1万2000円分、6・7の人は8000円分（身体障害者手帳などを持っている人は福祉乗車券が交付されます）。

### 申請方法は？

住民登録をしている区の保健福祉センター福祉・介護保険課に申請します。左記のものをもって、対象者本人が直接申請してください（代理申請も可）。

- 印鑑（朱肉を使うもの。スタンプ印やゴム印は不可）
- 本人確認ができるもの（介護保険証、健康保険証など）
- 交通用福祉ICカードを選択する人は、以前交付されたICカードも持参。

### サービスの 選び方は？

次の4つから1つを選びます。

- 交通用福祉ICカード
- 市営渡船 乗船引換券
- 今宿姪浜線乗合マイクロバス回数乗車券
- タクシー助成券  
（選んだ後は替えられません）

### タクシー助成券 の使い方の注意

- タクシー乗車時に、「タクシー助成券」が使用できるかどうかを運転手にご確認ください。
- 交付を受けた本人だけが使用できますが、本人以外の乗車も可能（使用できる券は1枚のみ）。
- 1回の乗車につき1枚のみ使用できます。降車時に助成券の冊子から1枚を切り離して運転手に渡してください（使用前に切り離された券は無効です）。
- 助成券1枚で料金の500円分を助成（500円未満のときは助成券は使用できません）。

※詳しくは各区役所に  
問い合わせ・確認をして下さい

